

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 31 日（金）
定期第 719 号

目 次

告示

- 公印の改刻（県政情報・文書課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（同）
- 土地改良区の定款変更の認可（大河原地方振興事務所）
- 土地改良区役員の退任の届出（東部地方振興事務所）
- 宮城県美術館の図録の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（教育庁生涯学習課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（県政情報・文書課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（デジタルみやぎ推進課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

公安委員会

- 警備業法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施について（警察本部生活安全企画課）
- 警備員等の検定等に関する規則附則第7条第1項の規定による検定合格者審査の実施（同）
- 警備業法第23条第1項に規定する検定の実施について（同）

宮城県告示第 564 号

次のとおり公印を改刻した。

令和 8 年 7 月 31 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

名 称	種 類	用 途	印 影		使用開始 年月日
宮城県気仙沼保健 所長之印	地方機関長印	一般文書用	新		令和 8 年 7 月 1 日
			旧		

宮城県告示第 565 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411501125	ライブサポートサービス宮城県北大崎市古川福浦一丁目 21 番 25 号	居宅介護・重度訪問介護	一般社団法人日本産業活性化支援機構	令和 8 年 4 月 1 日
0411501133	短期入所施設田でん 大崎市鹿島台船越字沖鍋田 80 番地	短期入所	合同会社 AMK	令和 8 年 4 月 1 日
0420210577	障害者グループホーム LIFIX の家 石巻水押 石巻市水押 2 丁目 11-38	共同生活援助	株式会社 LIFIX	令和 8 年 4 月 1 日
0421500885	共同生活援助グループホーム田でん 大崎市鹿島台船越字沖鍋田 80 番地	共同生活援助 （日中サービス支援型）	合同会社 AMK	令和 8 年 4 月 1 日
0412630246	SUN SUN RESORT 松島 宮城郡松島町磯崎字西ノ浜 65-20	短期入所	愛さんさん宅食株式会社	令和 8 年 5 月 1 日
0422200329	障がい者グループホームみどりいろ 柴田郡柴田町船岡新栄 5-10-7	共同生活援助	株式会社ビーの	令和 8 年 5 月 1 日
0420210585	りあんとベース水明 石巻市大橋 2 丁目 8-6	共同生活援助	株式会社レジリエンス	令和 8 年 5 月 30 日
0420210593	tocotoco home 仙石新館 石巻市新館 2 丁目 1-10	共同生活援助	株式会社 井上	令和 8 年 6 月 1 日
0412700833	アムールもみじヶ丘 黒川郡大和町もみじヶ丘 2-24-1	短期入所	株式会社アムール	令和 8 年 7 月 1 日

宮城県告示第 566 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
0452800261	Plus+days 加美中新田校 加美郡加美町雁原 27-5	児童発達支援・保育所等訪問支援	株式会社 NOVA キンダー	令和 8 年 3 月 1 日
0450300355	リズムケア ソナタ 塩竈市千賀の台一丁目 3-6	児童発達支援・放課後デイサービス	株式会社 Flower Of life	令和 8 年 4 月 1 日
0450917125	放課後等デイサービス すてっぷ あっぷ Rumiria 多賀城市八幡二丁目 6-11 2F	放課後等デイサービス	株式会社 Lien	令和 8 年 4 月 1 日
0450700646	チャレンジアカデミー那智が丘 名取市那智が丘四丁目 15-4	放課後等デイサービス	株式会社秀賀 会	令和 8 年 4 月 1 日
0450917109	アバンツァーレスポーツ宮城多賀 城 多賀城市山王字東町浦 4-1	放課後等デイサービス	株式会社ゼン シン	令和 8 年 4 月 1 日
0450917117	ソーシャルビレッジ ジュニア 多賀城市中央 3-10-5 2F	放課後デイサービス	株式会社 SOCIALVILLAGE	令和 8 年 4 月 1 日
0451100457	児童発達支援・放課後等デイサービス ヒトツナ岩沼相の原教室 岩沼市相の原一丁目 6 番 6 号ポラリス 1 階	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社トリ ドリー	令和 8 年 4 月 1 日
0451500938	児童発達支援・放課後等デイサービス にじいろはうすⅡ 大崎市古川李塚二丁目 6-11	児童発達支援・放課後デイサービス	株式会社 GB ジ ャパン	令和 8 年 4 月 1 日
0451500946	みのり② 大崎市三本木字南町 48-3	放課後デイサービス	有限会社高橋 商運	令和 8 年 4 月 1 日
0452405236	子どもサポートここのね 亘理郡亘理町逢隈田沢字早川 77-1 2 階東号室	児童発達支援・放課後等デイサービス	合同会社 KOKONONE	令和 8 年 4 月 1 日
0451300495	運動特化型放課後等デイサービス Jump くりはら 栗原市築館字下宮野砂田 191 番地	児童発達支援・放課後デイサービス	株式会社ぽら りす	令和 8 年 5 月 1 日

0451600118	FLEI 上桜木 富谷市上桜木 1 丁目 37ー 1	児 童 発 達 支 援・放課後等 デイサービス	リーフラス株 式会社	令 和 8 年 5 月 1 日
0451500953	ポップちゃれんじ 大崎市鹿島台大迫寺沢 40ー 1	児 童 発 達 支 援・放課後デ イサービス	株式会社グロ ウアップウィ ズ	令 和 8 年 5 月 15 日
0451100465	放課後等デイサービスからふる 岩沼市中央 3 丁目 4 番 27 号 岩沼 中央 3 丁目テナント 2 号棟	児 童 発 達 支 援・放課後デ イサービス	合同会社 PaintBox	令 和 8 年 5 月 18 日
0451600126	放課後等デイサービス tomirai 富谷市成田 4 丁目 28 番 6 号	放課後デイサ ービス	株式会社メデ ィシア	令 和 8 年 5 月 21 日
0451500961	放課後等デイサービス ビーす 大崎市岩出山字大学町 126 番地	放課後デイサ ービス	合同会社 UNITE	令 和 8 年 5 月 22 日

宮城県告示第567号

柴田町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 8 年 7 月 23 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県大河原地方振興事務所
所 長 高 橋 悟

宮城県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、登米吉田土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小谷野 聡

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 8 年 6 月 24 日	及 川 保 幸	登米市登米町寺池上町29番地	理 事

宮城県告示第 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
東京都渋谷区笹塚 1 丁目 62 番 3 号
株式会社オークコーポレーション
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県美術館の図録の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 8 年 6 月 15 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 6 月 18 日
- 5 委託期間
令和 8 年 6 月 20 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 総合文書システム運用保守業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 13 年 10 月 31 日まで
- (4) 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県庁ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等

に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係をしていると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) I SMS適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの認定をいずれも取得していること。

(9) レベル3以上の情報処理技術者試験に合格した者を雇用し、かつその者を本業務に配置させること。

(10) 過去5年以内に国、都道府県又は政令指定都市において、同種同規模の文書管理システムの運用保守の履行実績を有すること。

(11) 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア 全ての構成員が(1)に該当し、かつ、(2)から(7)までの要件を満たしていること。

また、構成員のいずれかが(8)から(10)までの要件を満たしていること。

イ 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方の決定手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県行政庁舎1階 宮城県総務部県政情報・文書課文書管理・審査班

（電話 022-211-2266）

(3) 入札説明書等の交付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月26日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和8年8月24日（月）までに（2）宛て申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、令和8年8月26日（水）午後5時まで（2）宛て提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限

電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、令和8年9月1日（火）午前9時から令和8年9月9日（水）午後5時までシステムにより提出すること。また、郵送による場合は配達証明付き書留郵便にて令和8年9月9日（水）午後5時まで（2）宛て到着することとし、持参による場合は（6）の開札日時及び場所までとす

る。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月10日(木) 午前10時

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎1階

宮城県総務部県政情報・文書課内

4 入札に参加することができない者

(1) 2に定める資格を有しない者及び3(4)における審査により資格を有しないとされた者

(2) 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

5 その他

(1) 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号。以下「規則」という。)第97条により、入札保証金を徴収する。ただし、規則第98条の規定による場合は免除することがある。

イ 契約保証金 規則第113条及び第114条の規定による。

(3) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに物品の調達等に係る競争入札参加心得第9条に該当する入札は、無効とする。

(4) 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 入札執行の方法 一般競争入札

(10) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of Service to be Procured: Operation and maintenance services for document management system (1 set)

2. Contract Period: From day of contract settlement to October 31, 2031

3. Place of Implementation: Miyagi Prefectural Government Building and other locations

4. Deadline and Place for Bid Submission: September 9 (Wed.), 2026, 5:00 P.M.

Document Management and Examination Section, Administrative Information and Documentation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government Building, 1st Floor

5. Time and Place for Bid Selection: September 10 (Thu.), 2026, 10:00 A.M.

Administrative Information and Documentation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government Building, 1st Floor

6. Contact Information: Document Management and Examination Section, Administrative

Information and Documentation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural
Government Building, 1st Floor
3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
Tel.: 022-211-2266

7. Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 7 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 令和 9 年度情報通信ネットワーク設計構築・試験・移行・運用保守・機器賃貸借業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 14 年 1 月 31 日まで
- (4) 履 行 場 所 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 外

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本調達は、本業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）、単独企業又は個人による総合評価一般競争入札とする。なお、企業連合の結成は自主結成とし、この場合は「令和 9 年度情報通信ネットワーク設計構築・試験・移行・運用保守・機器賃貸借業務に関する包括的業務委託企業連合協定書」（様式 4）を参考に協定を締結すること。
- (2) 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する

代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(9) 本件に係る入札説明書等の原本の交付を受けていること。

(10) 次に掲げる公的認証制度のいずれかを取得していること。

ア ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の認定を有していること。

イ ISMS 適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)又はプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

(11) 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア すべての構成員が(2)に該当し、かつ、(3)から(8)までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが(9)及び(10)の要件を満たしていること。

イ 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独で本入札に重複して参加することができない。

(12) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る、競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335)へ申請すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続き総称をいう。以下、同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続き総称をいう。以下、同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札参加説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

(2) 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、並びに入札説明書及び提案依頼書の交付場所は、(6) イ (イ) のとおりとする。

(3) 入札説明書及び提案依頼書の交付期限

令和8年8月26日(水)午後5時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和8年8月20日(木)午後5時までに(1)あて申し出ること。

(4) 総合評価一般競争入札参加資格審査

ア 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、郵送による場合は、令和8年8月20日(木)午後1時から令和8年8月25日(火)午後5時までに必着、宮城県物品等電子調達システム又は持参による場合は、令和8年8月20日(木)午後1時から令和8年8月26日(水)午後5時までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 開札日までの間において、アにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 総合評価のための提案書の提出期限

令和8年8月31日(月)正午までに(6)イ(イ)あて提出することとし、郵送の場合は、同日同時までに到達すること。

(6) 入札書の提出期間等

ア 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 令和8年8月31日(月)午前9時から令和8年9月8日(火)午後5時まで

イ 郵送又は持参により入札書を提出する場合

(ア) 提出期間

a 郵送の場合 令和8年8月31日(月)午前9時から令和8年9月8日(火)午後5時まで

b 持参の場合 令和8年8月31日(月)午前9時から令和8年9月9日(水)午前10時まで

(イ) 提出場所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課ネットワーク最適化班

ウ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

(7) 開札の日時及び場所

令和8年9月9日(水)午前10時(開場:午前9時45分)

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階 デジタルみやぎ推進課

(8) 問い合わせ先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課ネットワーク最適化班

(担当 中川 博斗 電話 022-211-2475)

4 入札に参加することができない者

(1) 2に定める資格を有しない者及び3(4)における審査により資格を有しないとされた者

(2) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けない者

5 その他

(1) 使用言語、通貨等

本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

イ 契約保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第113条及び114条の規定による。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第9条に該当する入札は、無効とする。なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札金額

入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定の方法

本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(8) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) Nature and Quantity of Items to be Procured

Design, construction, testing, migration, operations maintenance, and equipment leasing services of information and telecommunications network for Fiscal Year 2027 (1 set)

(2) Contract Period

From day of contract settlement to January 31, 2032

(3) Place of Implementation

Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture) and other locations

(4) Deadline and Place for Bid Submission (in person)

September 9 (Wed.), 2026, 10:00 a.m.

Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

(5) Deadline for Bid Submission (by mail)

September 8 (Tues.), 2026, 5:00 p.m.

(6) Contact Information

Hiroto Nakagawa, Network Management Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

Tel.: 022-211-2475

(7) Language and Currency Used in Contract Procedures

Japanese and Japanese Yen only

宮城県教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年7月31日

宮城県教育委員会

教育長 小 野 寺 邦 貢

1 日 時 令和8年8月5日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）に係る令和7年度執行状況の点検・評価について

第2号議案 主務教諭の設置について

第3号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

宮城県公安委員会告示第64号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月31日

宮城県公安委員会委員長 及川 雄介

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

(イ) 第1回講習

令和8年9月8日（火）から同年9月15日（火）まで（土、日曜日を除く。）の6日間

(イ) 第2回講習

令和8年9月28日（月）から同年10月5日（月）まで（土、日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

(イ) 第1回講習

令和8年9月11日（金）から同年9月15日（火）まで（土、日曜日を除く。）の3日間

(イ) 第2回講習

令和8年10月1日（木）から同年10月5日（月）まで（土、日曜日を除く。）の3日間

2 講習の委託先及び実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)－ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和8年8月17日（月）から同年8月21日（金）までの5日間（8月17日から20日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和8年9月7日（月）から同年9月11日（金）までの5日間（9月7日から10日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和8年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

イ 第2回講習

令和8年9月14日（月）から同年9月18日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

ア 直接提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

イ e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内（初日は午前9時から、最終日は午後4時まで）に提出すること。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4－(1)－アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4－(1)－イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4－(1)－ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4－(1)－エに該当する者

旧 1 級検定の旧検定規則第 8 条の合格証の写し

(オ) 前記 4－(1)－オに該当する者

旧 2 級検定の旧検定規則第 8 条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

ア 手数料の納付方法

申請を行った警察署において、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第 2 条第 1 項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額を現金又はキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）のいずれかの方法により納付すること。

イ 手数料の納付期間

申請受付期間の午前 9 時から午後 4 時までとする。

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

宮城県公安委員会告示第65号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月31日

宮城県公安委員会委員長 及川 雄介

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日時

令和8年10月6日(火)午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級合わせて20人とする。

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(6) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(7) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(8) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 審査内容

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）。

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和8年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの5日間（8月31日から9月3日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）とする。

8 審査申請手続き

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する審査申請手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和8年9月7日（月）から同年9月11日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申請書の提出先

ア 直接提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

イ e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内（初日は午前9時から、最終日は午後4時まで）に提出すること。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則別記様式） 1通

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

1葉

エ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通

オ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 審査手数料

ア 手数料の納付方法

申請を行った警察署において、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表70の2項に基づき、4,700円の額を現金又はキャッシュレス決済（クレジットカード

カード、電子マネー、コード決済) のいずれかの方法により納付すること。

イ 手数料の納付期間

申請受付期間の午前 9 時から午後 4 時までとする。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

宮城県公安委員会告示第66号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年7月31日

宮城県公安委員会委員長 及川 雄介

1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日

- (1) 学科試験及び実技試験の一部

令和8年11月5日（木）午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施（負傷者の救護、護身方法）

- (2) 実技試験

ア 令和8年12月10日（木）午前9時30分から

空港保安警備業務1級及び2級、施設警備業務1級、雑踏警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

イ 令和8年12月11日（金）午前9時30分から

施設警備業務2級、交通誘導警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、貴重品運搬警備業務1級及び2級

3 実施場所

- (1) 学科試験及び実技試験の一部

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部

- (2) 実技試験

仙台市泉区天神沢一丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

4 受検人員

全警備業務の種別1級及び2級合わせて30人。

5 受検対象者

(1) 当該警備業務各 1 級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が受検申込日において 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 当該警備業務各 2 級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1 回の電話での受付は 1 人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの 5 日間（9 月 28 日から 10 月 1 日までは午前 9 時から午後 4 時まで、最終日は午後 3 時まで）とする。

8 受検申請手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受検申請手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から同年 10 月 9 日（金）までの 5 日間（午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 申請書の提出先

ア 直接提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送による提出は受け付けない。

イ e-Gov 電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内（初日は午前 9 時から、最終日は午後 4 時まで）に提出すること。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1 通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 前記 5-(1)-アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種別 2 級に係る合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

オ 前記5-(1)ーイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

2葉

(4) 受検手数料

ア 手数料の納付方法

申請を行った警察署において、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、

(ア) 空港保安警備業務1級及び2級	16,000円
(イ) 施設警備業務1級及び2級	16,000円
(ウ) 雑踏警備業務1級及び2級	13,000円
(エ) 交通誘導警備業務1級及び2級	14,000円
(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級	16,000円
(カ) 貴重品運搬警備業務1級及び2級	16,000円

の額を現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）のいずれかの方法により納付すること。

イ 手数料の納付期間

申請受付期間の午前9時から午後4時までとする。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

10 検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課